



福県医発第1880号(地)

平成19年1月26日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武



「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、保健師助産師看護師法第20条第2号に基づく助産師養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに設置計画書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出することとなっておりますが、平成20年度に助産師養成所を設置する者に限り、平成19年3月15日を目途に提出期限の延長が可能となった旨、厚生労働省から日本医師会へ通知がありその周知方依頼がなされたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員等への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の提出期限延長は、日本医師会が要望している「助産師養成夜間定時制コース開設」に向けての一部分であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



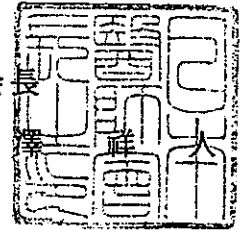


日医発第1008号(地Ⅰ152)

平成19年1月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
唐 澤 祥 人



「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局長より標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、保健師助産師看護師法第20条第2号に基づく助産師養成所を設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに設置計画書を、都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出することとなっておりますが、平成20年度に助産所養成所を設置する者に限り、平成19年3月15日を目途に提出期限の延長が可能となりました。この提出期限延長は日本医師会が要望をしている「助産師養成夜間定時制コース開設」に向けての措置の一部分でもあります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



医政発第0111002号
平成19年1月11日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

標記について、別紙（写）のとおり各都道府県知事あて通知いたしましたので、御了知いただくとともに、関係機関への御周知方お願いいたします。

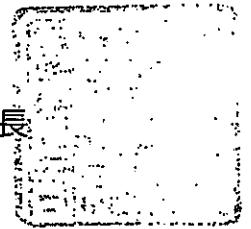


医政発第0111001号

平成19年1月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「助産師養成所設置計画書」の提出期限延長について

「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領について」(平成14年2月28日付 医政発0228005号)において、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条第2号の規定に基づく助産師養成所を設置しようとするものは、開設しようとする年の前年の1月末日までに、助産師養成所設置計画書を、設置予定地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するようお願いをしているところであるが、平成20年度に助産師養成所を設置する者に限り、平成19年3月15日を目途に提出期限を延長するので、御了知いただくとともに、貴管下の養成所及び貴管下において養成所を設置しようとする者へ周知されるようお願いしたい。